

## お知らせページ

### 老問研7月例会

#### 『社会福祉法人に、いま、何が問われているのか』

日時：7月12日(土) 14:00～17:00

会場：大正大学 7号館7階774教室(校門を入れて直進。講堂前右奥8階建て校舎)

都バス JR池袋駅東口発 堀割下車すぐ(浅草寿町行、王子駅行、とげぬき地藏行など)

都営地下鉄三田線「西巣鴨」駅下車すぐ

報告者：相羽 孝昭氏(社会福祉法人アゼリヤ会 常務理事)

資料代：500円

※事前の申込みは不要です。当日会場に直接おいでください。

### チャレンジコミュニティ・クラブ主催 フランス研修旅行

日程：研修1日目・9月16日(火) 研修2日目・9月17日(水)

費用：20万円台半ば(予定)

担当者：河合 克義(E-mail: jbh02367@nifty.ne.jp)

参加希望の方は、河合までメールをください。料金等確定したものを送ります。

### 福祉フォーラム・ジャパン デンマーク視察研修

日程：9月14日(日)～9月21日(日)〔6泊8日〕

参加費：450,000円+燃油特別付加運賃・空港税等 約50,000円

最小催行人数：20名

申込締切：7月31日(木) ※ただし定員に達し次第締め切ります。

事前研修会：2014年8月23日(土) 13:00-16:00(予定)

より詳しい内容は、福祉フォーラム・ジャパンのHPをご覧ください。

ホームページアドレス：<http://www.ff-japan.org/Events/event43.html>

また 詳細な資料をお送りいたしますので、下記までご請求下さい。

NPO法人 福祉フォーラム・ジャパン 事務局 デンマーク視察研修担当

電話：03-5388-7260 FAX：03-5388-7210 E-mail：ffjinfo@ff-japan.org

### 読書会「ケア労働とは」

日程：7月14日(月)13:30～15:30

### 共に介護を学びあい励まし合いネットワーク

〒114-0002 東京都北区王子5-6-2 アパートメント王子神谷103号

Tel・Fax：03-3787-3117 PCアドレス：lave9ruka@gmail.com 編集責任者：藤原るか

# CLA だより 第28号

14/06/22

発行：共に介護を学びあい・励まし合いネットワーク



「CLA (クラ)」はラテン語で憂い、辛さ、気遣い、共感などと云った意味で、英語のキューアーやケアの語源です。

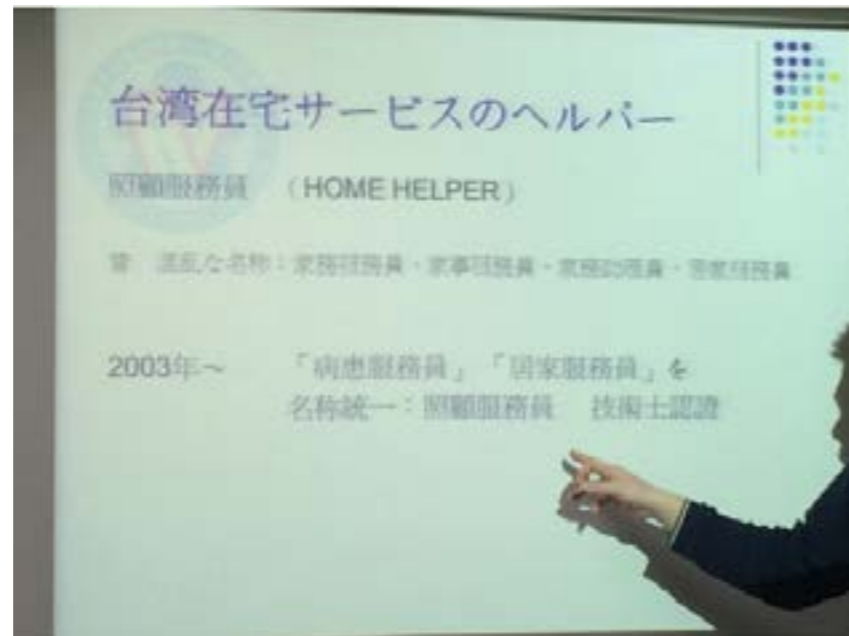


# 世界のヘルパーさんと 出会う旅 ～台湾編～



今年のゴールデンウィークで日本からの海外旅行トップに立った台湾。今回は「台湾で介護保険が始まる」と、話を伺ってからすでに10年が経ちました。「世界のヘルパーさんと出会う旅」もその間の広がり、台湾なら行ってみたいというメンバーが20名近くになりそうな勢いです。企画が立ち消えにならないようにと、台湾での対応をして頂ける方を探したところ友人の職場仲間、勝又さん経緯で、東北福祉大学院で学ばれていた李先生と連絡が取れました。1月から計画を組み、3月に実施するスピード計画です。フランスから帰って来たばかりでしたが、下見に行こうと8名で格安ツアーに申し込んで3泊4日の旅となりました。今号では台湾でのヘルパーさんとの懇談の様子を報告します。

懇談会では李先生の台湾のヘルパー制度についての講義1時間。ヘルパーさんと養成に関わられている先生から3時間というスケジュールでした。



(写真① 講義をする李先生)



(写真② 懇談中の様子)

ヘルパーが働いているのかを明らかにしていない事態となっているのです。

最後に明らかにされていた平成20年度の訪問介護員の常勤換算は162,753名。平成16年度の最高19.8万人から驚くなかれ3万人も減っており、これ以降、改善の兆しはないのです。この人数はあくまで、常勤換算の数ですから実質は約3倍、10万人近いヘルパーが現場を離れている計算になります。

国は在宅重視の方向性を取りながらホームヘルパーの人数に対して独自の計画がないという状況で、ざっくり介護職員が不足している人数は180万人等と報道されている事から考えて、いかに砂上の楼閣に等しい程、無謀な政策提案がされている事が分かります。24時間365日安心の介護地域づくりというスローガンだけが踊っていると云われても仕方がない事態です。

これらの資料は総務省統計局が「日本の統計」として出しているもので、特に20C-Q05「介護サービスを行う事業所数及びホームヘルパー数」という項目を追ってみると分かりやすい。最終更新が平成24年11月2日となっているので、厚生労働省がすでにホームヘルパーという名称を変更している事は、知ってか知らずか？という状況も資料からは見て取れます。

こういった事態に対し、早急に責任ある対応が求められている。

養成機関が大手介護事業者が担っている事も大きな原因の一つである。実際に大手の養成機関で養成されたヘルパーは住民の介護要求に応じるために養成されている訳ではないという事がはっきりしています。その就職先は次々と建設される「ケア付き住宅」や高級「有料老人ホーム」等の商業ベースの使われているのである。こういった現状の改善こそ、自治体の独自の養成校をつくり在宅のヘルパーの養成にあたるべきです。

また、100歩譲ったにしても、この先の超高齢化日本の在宅を支える在宅の介護労働を、さらに不安定なボランティアにゆだねる状況は明らかに間違っています。高齢者の社会参加領域の役割と云えるのかは再考されるべきだと指摘したい。なぜなら人権を守る事は善意ではなく、国や自治体の義務だからです。

<参考レポート>

特定非営利活動法人におけるホームヘルパーの現状と訪問介護事業所の非常勤労働者「70歳定年制度」導入の経過

- ・1995年、医療法人〇〇会（総合病院を中心とする2病院・12診療所・8訪問看護ステーション・2歯科診療所など）が、法人を支えて地域で健康づくりと社会保障の改善の運動をすすめてきた患者と住民運動組織の会員がヘルパーの資格を取得して、会員相互の助け合い活動を進めようとヘルパー養成講座を開設。ボランティア⇒のちに有償ボランティアを開始。
- ・1999年にNPO法人の認可を取得。
- ・2000年4月介護保険施行と同時に訪問介護事業を開始
- ・現在：訪問介護事業（8カ所 登録ヘルパー252名）、ケアプラン作成事業（3カ所）、認知症の共同生活事業（グループホーム2カ所・小規模多機能1カ所）、通所介護事業、有償障害福祉搬送事業、配食ボランティアなど。
- ・労働組合は、8カ所の事業所のうち東京医労連に加盟する「東京ヘルパー労働組合」の分会が3つある。
- ・2000年の事業開始時の就業規則には、非常勤職員の定年制度はなかった。
- ・2001年 東京医労連は地域ヘルパー集会を開催して労働組合への組織化に取り組みを開始。
- ・2009年10月法人理事会より非常勤職員の70歳定年制度導入が提案。⇒重大なアクシデントの発生がきっかけとなり提案された。
- ・2010年 労組分会の役員が中心となり8カ所の全事業所で「定年制に関するアンケート」を実施。
- ・2011年1月177名からアンケートを集約。6割が定年導入反対、3割が賛成、75歳への延長1割。
- ・2011年6月法人理事会の提案理由①常勤職員は65歳定年制で70歳まで嘱託雇用があるので整合性をはかりたい②労働者を安全に働かせる「使用者責任」を果たすため高齢者の雇用に上限を設ける③70歳定年制は社会的に見ても働く権利を保障する提案④「地域包括ケア」計画による生活援助は必ずしも予想される中で、労組要求の75歳定年制は検討できない。と回答した。
- ・2011年から2013年まで断続的に労使間で協議と交渉が継続された。
- ・2013年5月労組が要求した70歳定年制度の導入による「激変緩和措置」により、「現在契約し労働が継続している非常勤労働者が70歳を超えている場合、最長でも2014年3月31日まで雇用を継続すること」を条件に2013年4月から就業規則の改定に合意し、5月に労基署に変更届を提出した。
- ・2014年3月法人理事会より「定年退職後の非常勤雇用の暫定措置について」の申し入れが行われた。
- ・提案された暫定措置は、半年ごとの契約更新で75歳まで生活援助を基本とした月/60時間程度の労働が確保されることとなった。但し、改正雇用契約法との関係で最長で5年未満の雇用期間となる。
- ・暫定措置導入の理由は①利用者の高齢化、重度化により入所、入院、死亡が増加し件数及び利用時間が減少している。②ヘルパーの新規採用が追いつかず、需要に応えられない状況があり、退職予定者の利用者を引き継ぐことにも困難をきたしている。③初任者研修の受講者がこの数年で大幅に減少し受講最低人数に達せず、講義が休止するような事態もある。④今後の定年退職予定者の見通しが、14年4人、15年10人、16年6人、17年15人と4年間で約50名が退職予定となることをあげていた。

## え～！ヘルパー不足で「75歳定年制」の実態報告

この記事は老人問題研究所の定例学習会にて3月8日に報告した内容です。詳しくは月刊「ゆたかなくらし」8月号に投稿していますので、お読みください。(文責：藤原)

ホームヘルパーにとっては、この間「ヘルパー悪役論」に基づいた、悪意ある介護保険の政策変更が続き、その対応に追われる毎日で、実際に不安を感じながらもヘルパー自身の高齢化について「みんなで考えてみよう」と口に出せない状況でした。しかし、現場は待たなしの状況です。

### <7 事業所が入る実態>

東京のK区のゆみさん宅(仮称)要介護度5の洗面所。ずらっと並んだ洗面台の前の石鹸ボトルの数は7つ。ヘルパーさんが日替わりで訪問している為に、それぞれの事業所が設置したものです。石鹸ボトルを利用者宅に持ち込む事の是非は取りえず置いて下さい。何故、このような状況になっているのかという事です。その原因は、一つの事業所で訪問できるホームヘルパーが不足してしまっている為。毎日、日替わりの事業所とヘルパーが訪問せざるを得ない実態なのです。在宅の支え手、ホームヘルパーの人手不足がここまできています。

また、人口34万人。高齢化率23%、東京S区訪問介護サービス担当者が集まる、事業者連絡会の席で自治体担当者がヘルパーさん人員の不足の実態を聞くと「ヘルパー不足の事業所は手を上げて下さい」と声を掛けた所。集まった60事業所のうち99%がヘルパー不足で事業運営が困難であると訴えたという程の実態です。

在宅ホームヘルパー不足は、今に始まった事ではありません。しかし、実質、在宅のホームヘルパーの時給は処遇改善が交付金が始まった2009年から変わらないどころか、実質、訪問時間が短時間化してゆく事で減収とすらなっています。(全労連2013年度調査では1万円～1万5千円の減収)

### <下がって行く賃金に対し、上がって行く平均年齢>

そんな中、ホームヘルパーの平均年齢は現在54歳(介護労働安定センター平成22年度調査)と年々上昇を続けています。介護労働安定センターの調査では

50代と出ていますが、実際の現場は介護保険スタート当時50代だったメンバーが辞めずに何とか仕事を継続して、現在は60代が主力というのが実感です。70代の方もかなりの割合でいらっしゃいますし。今回の学習会でレポート報告があったA事業所(8事業所250名)のヘルパーさんに対し、70歳定年制を引くと1年間で50人のヘルパーさんが辞める事になり、平均10名の利用者さんで計算すると500名の利用者さんの対応が困難になるという実態があり、経営側としては75歳定年制に踏み切らざるを得ないと提案すらあったと担当労働組合執行委員の話です。(文末に経過資料掲載)在宅現場では想像を超えた恐るべき事態が進行している訳です。

### <放置されている労働環境>

介護保険が導入されて14年もたっていると云うのに、導入当初から、ホームヘルパーの働き方は変わっていません。直接利用者宅に訪問し、訪問が終了あすると自宅に帰るという直行直帰型の事業所が8割を占めている状況です。相談・連絡・調整等、それぞれ訪問したヘルパーが連携を取りながら援助・支援をすすめてゆくべき生活の実態があるにも関わらず、利用者の「生活の質」や介護労働者の「介護労働の質」が改善されてゆかない課題が残されています。

来年度から提案されている「地域包括システム」病院・施設重視から在宅重視への舵を切り出し、要支援(「軽度」と呼ばれている)の方については、自治体担当者が支え手を確保する事に不安になる事は、当然です。現在は「ヘルパーさん」と愛称で呼ばれるホームヘルパーの名称も、介護保険導入の中では「訪問介護員」と呼ばれ、この愛称も「介護ヘルパー」等と変更されたりして、消されようとしているのでは?と勘ぐりたくなるのは私だけではないでしょう。厚生労働省は平成20年度まであった訪問介護員の総人数や習得資格別人数なども分けられて公表されていたものが、平成21年度からは、常勤換算1事業所当たりの人数とされ、変更されて居ます。現在、国の調査では何人のホーム

台湾のヘルパーさんの8割はフィリピンからの出稼ぎの方が多いと云うのが特徴です。

また、1948年に中国から蒋介石軍60万人が台湾に来たので、その時の軍人さんがそのまま定着した人が多く、現在80歳代で要介護状態となっている関係もあり、利用者の半数が男性という特徴を持っている。



(写真③)

聞き取りをさせて頂いたコウさん(写真③)は経験3年目の男性ヘルパー。

元工場長を務めあげたのちの仕事として選んでいるので、生活がかかっている若者とはスタンスが少し違うが、研修中にびっしり書かれたノートは何度も読み返されており、真摯な実践の姿と、誇りを持って示す研修修了書が印象的(写真④)で、聞き取る側も初心に帰ることができました。



(写真④)

**世界のヘルパーさんと出会う旅はまだまだ続きます!!**

# 研究報告

2013年度の研究の取り組みとして、「高齢期運動サポートセンター」からの助成金を受け、大阪、石川、青森、埼玉のヘルパーさん達18名の方々にグループインタビューを実施してきた。夏にかけて分析に入ります。ご協力頂いたヘルパーさんには改めて紙面をお借りして感謝を述べ、今後の分析の中から「生活援助」におけるホームヘルパーの専門的視点についての検討を進めて行く予定です。

## 2013年度日本高齢期運動サポートセンター研究助成 実施報告書

研究課題：ホームヘルパーが行う生活援助が高齢者に及ぼす影響

代表研究者：藤原 るか（共に介護を学びあい・励まし合いネットワーク）

共同研究者：鳩間亜紀子（高知県立大学）

### 1 目的

訪問介護サービスの担い手である訪問介護員（以下「ホームヘルパー」）の業務内容は、入浴介助、排泄介助、食事介助等を行う「身体介護」と、掃除、洗濯、一般的な調理・配膳、買い物・薬の受け取り等を行う「生活援助」がある。医療的ニーズの高い高齢者や、重度要介護者への対応が重視される一方で、高齢者自身が自力で家事を遂行するための支えや、精神的な安定を維持するためのコミュニケーションなどは削減の対象となっている現状がある。

申請者は、ホームヘルパーとしての活動を通し、高齢者の暮らしへの理解やコミュニケーションによる信頼関係の構築が、高齢者の生活の質を維持し、その基盤として生活援助が不可欠であると考えた。そこで本研究では、ホームヘルパーが生活援助の過程で、高齢者の自立支援を行う配慮や視点、限られた時間の中で行っている工夫、また高齢者がホームヘルパーのどのような働きかけによって安心や自立向上の機会を得られているのか等、当事者へのインタビュー調査を行い、生活援助が高齢者に及ぼす影響を明らかにする。一般的に家事代行として扱われることが多い生活援助の意義を見出すことにより、ホームヘルパーが担う役割や専門性の検討に寄与したい。

### 2 方法

#### (1) 調査方法

2013年6月から2014年1月にかけて、生活援助を行っているホームヘルパー及びサービス提供責任者を対象に、グループインタビュー調査を計4回実施した。全国から4地区を選定し、それぞれの対象者は、東北地区調査3名、北陸地区調査4名、関東地区調査7名、関西地区調査3名であった。インタビューは、主な質問項目を「生活援助の具体的な事例」「生活援

助の効果」「生活援助を行う際の問題」とする非構造型の形式で行い、出来るだけ生活援助の事例を具体的に話し合えるよう促した。インタビューは対象者に了解を得た上で、ビデオカメラ撮影とICレコーダーによる録音を行った。

#### (2) 倫理的配慮

調査対象者に対しあらかじめ調査目的、方法、回答の内容をもって個人が特定されないこと、研究目的以外で調査結果を使用しないことを明記した依頼文書を送付し、実施の承諾を得た。インタビュー調査開始前に、口頭で依頼文と同様の説明を行い、同意を得た。本調査実施にあたっては、高知県立大学社会福祉研究個人情報保護・倫理審査委員会の承認を得た。

#### (3) 分析方法

インタビューの内容について逐語録を作成した。語られた内容について全体を概観するため、コーディングを行い、類似するものを分類する質的分析を行った。

### 3 結果

インタビュー結果を概観した結果、<利用者に対するホームヘルパーの視点>として、①気持ちに寄り添うこと、②個性、③意欲を促すこと、④利用者自身ができることを探す、⑤生活を継続させること、<ホームヘルパーが行っている工夫や配慮>として、①業務時間に対する工夫、②利用者の意欲や参加を促す配慮、③ヘルパーがいない時間への配慮、などが示された。ホームヘルパーが単なる代行的な家事援助ではなく、高齢者の自立生活継続を意図した支援を行っていることが確認された。

#### (謝辞)

研究費の助成により調査活動を円滑に遂行することが出来ましたことを感謝申し上げます。

## 現場から

# NHK「ハートネット」を見て

『介護保険からの卒業』や『どうなる介護保険シリーズ①～③』をタイトルに取り扱ったNHKハートネットは、国会で論議の真最中の「要支援」を介護保険の給付からはずし、地域の総合支援事業に移す事の是非が決まっていなかった中での先行報道がされた。

国策を二分している憲法論議とは違ってはいるが、現場の介護労働者としては黙って見ている事が出来ない内容だった。特に「おめでとう」と手渡されている「卒業証書」はデイサービスでのシーン。受け取る当事者は困惑顔なのが画面を通じて伝わって来た。

「このプランでどうですか？」と聞く和光市の若手のケアマネージャーのプランは「電話で話しているだけでなく、直接会いに行けるようになる」といったプラン。この計画にあたっては複数の担当者会議の様子も映し出された。この会議への参加でどの位の予算がついているのだろうか？と思う程手厚い。ざっと10名以上のカンファレンスでした。TV報道には出てこなかったが、和光市の認定調査は1件つき4000円+アセスメント料2000円の計6000円が支払われているとの事。調査員のアセスメントとケアマネージャーのアセスメントの齟齬を埋める作業が行われており、根を上げるケアマネージャーも多いと聞く。ホームヘルパーの姿は見えない。特別な会議等なくても、生活の中からの聞き取っていく、自然な状態のヘルパーの聞き取りの評価はないようで、ますます大げさな事になっているのが気になった。また、四点杖で買い物に行けるようになって「介護保険からの卒業」と映し出された80代の方の姿も印象的。買い物が出来るという喜びより、荷物を持って安全に歩く事が不安なような歩行状態。「卒業」が転倒の危険性を増加させ、介護度を一気に上げた形となる事も予想される。80代で自立（卒業）になった方からの報道では、今後の状況が見えるようです。

自立になると介護保険でのディには通う事が出来ないで、保健所等で企画される健康体操教室等に通う事になり、ディのような送迎はつかない。自力で公共のバス等で移動する事になる。1度は行って見たが、道中危険で2度と行けないと、ぱっ

たり外出の機会が無くなってしばらくすると「要介護」と認定された方の話は身近な所でもすでに出ている。

一番、気になる「生活援助」にボランティアを導入という展開を意識させるためにか？取り上げられた岐阜の映像には驚いた。介護度5の奥さんを介護する80代の男性が登場して、「家族が居るので『生活援助』が出来ないとの説明に途方に暮れていた」という。そこに、地域の1時間1000円の有償ボランティアが来て「家族のような親身な対応で大助かり」というシーンの紹介。ボランティア自身は500円を貰うと云うシステムだ。8時間の養成でしっかり教育しているという報道で締めくくられていた。

100歩譲ったにしても、この先の超高齢化日本の在宅を支える在宅の介護労働を、さらに不安定なボランティアにゆだねる状況は明らかに間違っています。高齢者の社会参加領域の役割と云えるのかは再考されるべきだと指摘したい。なぜなら人権を守る事は善意ではなく、国や自治体の義務だからです。

生活はあまりにも日常的であり、またあまりにも多面的であって、身近なものであるからこそいまだに把握はできてはいない。というのはホームヘルパーの実感だけでなく高名な先生方が集まる学会の成果が事典などにも反映されていない結果でもあります。

以下の文章は1972年（昭和47年）日本生活学会の創立宣言を一部引用してこれからの取組みを考えて行きたい。

「人間のいるところかならず生活がある（中略）生活の中で展開される人間の可能性に、限りない信頼と愛情を持ち続けたい。（中略）生活の中で人間を発見し、人間を通じて、生活を見つめ、そのことによって、人間にとっての「生きる事の意味」を探求する」

超高齢化社会、介護もある生活を豊かに、人間らしく生き抜きたい！という事をサポートする職能として、これからも実践からの発信を続けて行きたいという感想をもった。

（編集部）